

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の主な変更点について

【1】第9期計画から新たに取り組む施策

第4節 施策の体系（本計画書P28）

目指す将来像の実現に向けて、第9期計画においては、4つの基本方針を基に以下の施策を進めていきます。

■施策体系■

考え方	基本方針	施策	
【基本理念】 地域で支える高齢化 【スローガン】 目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン	第1章 （基本方針1） 地域包括ケアシステムの推進	第1節 地域包括ケアシステムの推進	1 地域包括支援センター運営の充実
			2 在宅医療・介護連携の推進
			新 3 認知症施策の推進
			4 生活支援体制整備の推進
			5 地域ケア会議の運営
		第2節 相談体制・権利擁護の推進	1 情報提供の充実
			2 相談・課題把握体制の強化
			新 3 成年後見制度の利用促進
			4 虐待の防止
			5 終末期・死後への備え
	第2章 （基本方針2） 介護予防と社会参加の促進	第1節 介護予防の推進	1 介護予防の普及啓発
			2 「通いの場」への参加促進
		第2節 高齢者の社会参加	新 3 介護予防・生活支援サービスの推進
			1 高齢者の就労促進
	第3章 （基本方針3） 在宅生活への支援	第1節 日常生活における支援	2 外出の支援
			3 介護に取り組む家族等への支援
			新 1 日常生活の支援
		第2節 安全・安心な体制づくり	1 防犯・交通安全対策の推進
			2 災害対策の推進
	第4章 （基本方針4） 介護保険事業の効果的な運営	第1節 介護保険サービスの推進	1 居宅サービス
			2 地域密着型サービス
			3 施設・居住系サービス
			4 負担軽減サービス
			5 サービス別給付費見込み
		第2節 適正なサービス利用・提供の推進	1 介護給付適正化事業の実施
			2 介護サービスの質の向上
		第3節 健全な介護保険会計の運営	1 介護保険事業費の見込み
			2 介護保険の費用負担（財源構成）
		第4節 持続可能な事業運営に向けて	3 介護保険料の設定
			1 計画の進捗管理と将来に向けた課題の検討

○地域の見守り支援体制の充実

○成年後見利用促進計画策定の検討

○短期集中サービスの実施の検討

○紙おむつ給付を保健福祉事業に位置づけ

【2】介護保険料の変更

第3節 健全な介護保険会計の運営(4)第1号被保険者介護保険料(本計画書P68)

- ・介護保険料の基準額について、年額 55,200 円(月額 4,600 円)から年額 57,600 円(月額 4,800 円)に変更しました。
- ・所得段階及び保険料率について、国の見直しに合わせて変更しました。また独自に、国の所得段階の最上段に1段階追加し、12段階から14段階に変更しました。

〈第8期計画〉

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金 ^{*1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額 × 0.50 (基準額 × 0.30 [*])	27,600円 (16,560円 [*])
第2段階	世帯全員が 市民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額 ^{*2} の合計が 80万円以下の方	基準額 × 0.60 (基準額 × 0.35 [*])	33,120円 (19,320円 [*])
第3段階	120万円超の方	基準額 × 0.65 (基準額 × 0.60 [*])	35,880円 (33,120円 [*])
第4段階	世帯の誰かに市民税が 課税されているが、 本人は市民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が 80万円以下の方	基準額 × 0.85	46,920円
第5段階	80万円超の方	基準額 × 1.00	55,200円 (基準額)
第6段階	120万円未満の方	基準額 × 1.20	66,240円
第7段階	120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30	71,760円
第8段階	210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50	82,800円
第9段階	本人が 市民税課税で 前年の 合計所得金額が 320万円以上400万円未満の方	基準額 × 1.70	93,840円
第10段階	400万円以上600万円未満の方	基準額 × 1.80	99,360円
第11段階	600万円以上800万円未満の方	基準額 × 1.90	104,880円
第12段階	800万円以上の方	基準額 × 2.00	110,400円



〈第9期計画〉

段階設定	対象者		保険料率	保険料年額	
第 1 段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者（世帯全員が市民税非課税）		基準額×0.455 （基準額×0.285）	26,200 円 （16,410 円）	
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税	前年の 公的年金等収入と 合計所得金額の 合計が	80 万円以下の人	基準額×0.60 （基準額×0.40）	34,560 円 （23,040 円）
第 3 段階			80 万円超 120 万円以下の人	基準額×0.65 （基準額×0.645）	37,440 円 （37,150 円）
第 4 段階	本人が市民税非課税 （世帯に課税者がいる）		120 万円超の人	基準額×0.85	48,960 円
第 5 段階		80 万円以下の人	基準額×1.00	57,600 円	
第 6 段階	本人が市民税課税	前年の 合計所得金額が	80 万円超の人 （基準額）		
第 7 段階			120 万円未満の人	基準額×1.20	69,120 円
第 8 段階			120 万円以上 210 万円未満の人	基準額×1.30	74,880 円
第 9 段階			210 万円以上 320 万円未満の人	基準額×1.50	86,400 円
第 10 段階			320 万円以上 420 万円未満の人	基準額×1.70	97,920 円
第 11 段階			420 万円以上 520 万円未満の人	基準額×1.90	109,440 円
第 12 段階			520 万円以上 620 万円未満の人	基準額×2.10	120,960 円
第 13 段階			620 万円以上 720 万円未満の人	基準額×2.30	132,480 円
第 14 段階			720 万円以上 820 万円未満の人	基準額×2.40	138,240 円
			820 万円以上の人	基準額×2.50	144,000 円